

○宮崎大学医学部附属病院ME機器センター運営委員会規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成18年4月1日 平成19年6月12日  
平成22年3月17日 平成24年3月28日  
平成27年9月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院ME機器センター規程第5条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院ME機器センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、ME機器センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ME機器センター長
- (2) 副ME機器センター長
- (3) 診療科の科長又は副科長のうちから 2人
- (4) 中央診療部門の部長又は副部長のうちから 1人
- (5) 臨床工学技士長
- (6) 看護部長又は副看護部長のうちから 1人
- (7) 管理課長
- (8) その他委員長が必要と認める者

2 前項第3号、第4号、第6号及び第8号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、ME機器センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(ME機器センター連絡会議)

第8条 委員会に、第2条に規定する事項のうち業務についての問題点の収集・分析及び対策に関して検討するため、ME機器センター連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議に議長を置き、ME機器センター長をもって充てる。
- 3 連絡会議は、議長の指名する者で構成する。
- 4 連絡会議は、定期的開催するものとする。
- 5 議長は、連絡会議において検討した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会及び連絡会議の事務は、管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。